

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和 8 年 9 月（策定）

高 萩 市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の 態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業 経営の指標	6
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の 態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もう とする青年等が目標とすべき農業経営の指標	10
第 3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利 用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な 利用に関する事項	12
	1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地 の利用の集積に関する目標	12
	2 農用地の利用関係の改善に関する事項	12
第 4	農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その 他支援の実施に関する事項	13
	1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	13
	2 就農等希望者の受入から定着までのサポート及び体制 の考え方	13
	3 関係機構との連携・役割分担の考え方	14

4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・ 育成のための情報収集・相互提供	14
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	15
1	農地の集積・集約化の推進に関する事項	15
2	地域計画策定に関する事項	16
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると 認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実 施の基準に関する事項	17
4	農業協同組合が委託を受けて行う農作業の実施の促進 に関する事項	19
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成 及び確保の促進に関する事項	20
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な 事項	21
第6	その他	22

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 高萩市は、茨城県の北東部に位置し、東は太平洋に面し、西は阿武隈山系南端の多賀山地が連なっている。

北部は福島県東白川郡塙町、茨城県北茨城市、南部は日立市、西部は常陸太田市に接しており、首都東京から150km圏、県庁所在地の水戸市の北約45kmの地点にある。

面積は193.55km²、東西17.6km、南北20kmで、県土の約3.2%を占めている。また市域の約85%が山林原野等で、経営耕地面積は442ha、一戸当りの経営耕地面積は217aと小規模であり、農家総数222戸に対し主業農家は35戸と主業率がきわめて低い。

このような中で本市農業の振興を図るためには、食料・農業・農村基本計画および茨城農業の将来ビジョンを踏まえ、地域特性を十分考慮しながら、規模拡大と生産性の高い経営を確立し、需要の動向に応じた農畜産物の生産者の育成が必要となる。

このため、農産物については、農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき策定した地域計画（以下「地域計画」という。）を軸とし、関係機関が連携して農地の出し手と受け手のマッチングを図り、意欲ある担い手への農地集積・集約化を促進し、土地利用型農業を展開し、花き等を含めた多様な農業生産の構築を図りつつ、市場ニーズにあった作物を生産する。また、畜産物についても常陸牛・花園牛・雨情の里牛の産地形成を図るとともに、低コスト生産に努め経営の安定化を進め、本市農業の総合的な振興を図るものとする。

- 2 本市の農業構造については、兼業農家が大半で主業農家は少なく、農家数も減少傾向にある。耕地は、花貫川、関根川、大北川流域に概ね集中し、山間部については小規模の農地が点在している。市内における営農類型を平坦部と山間部に区別すると、平坦部においては、水稻作を主体として、露地野菜、施設園芸、肥育牛経営、近年では花き等の生産も行われている。山間部においては、水稻を中心に地域特性を活かした肉用牛の生産と酪農が行われている。

このような中で、農業を今後とも、本市の基幹的産業として振興していくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けた施策を積極的に推進し、安定的な農業経営が維持できるよう、育成すべきである。

特に、地域計画において担い手として位置付けられた意欲ある農業者に対しては、農地中間管理事業を核とした農地集積・集約化を一層図る必要がある。そのため、農業委員等と連携し、農地の出し手と受け手に係る情報を一元化した上で、両者を適切に結び付け、農用地利用集積等促進計画の作成による農地の貸借を推進する。

具体的な経営の指標は、本市において現に成立している農業経営の事例を踏まえつつ、農業者が地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得及び年間労働時間の水準を実現できるものとする。

年間労働時間	主たる従事者 1 人当たり	2, 0 0 0 時間程度
年間農業所得	主たる従事者 1 人当たり	3 5 0 万円程度

- 3 近年の社会的経済的変化の著しい中、本市における令和 2 年度～令和 6 年度の青年等新規就農者は 8 名であり、近年横ばい傾向にあるが、本市の農業の振興を図るうえで、青年等新規就農者の確保・育成はより一層重要な課題である。

茨城県が掲げた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、本市においては、年間 1 名以上の当該青年等の確保を目標とし、若く夢をもった青年を一人でも多く確保するため、就農から定着まできめ細かな支援を一層進めることとする。

なお、就農促進の支援対象については、近代的な農業経営の確立を図るために活用できる知識と技能を有する青年以外の者や農業法人等への雇用就農を目指す者も含め、幅広く捉えるものとする。

また、新たに農業を営もうとする青年等が経営開始後おおむね 5 年後に達成すべき農業経営の目標水準は、次のとおりとする。

年間労働時間	主たる従事者 1 人当たり	2, 0 0 0 時間程度
年間農業所得	主たる従事者 1 人当たり	2 5 0 万円程度

- 4 本市は、所得向上を目指し、生産性や付加価値の向上、販路の開拓など、多種多様な選択肢の中から、自らが目指す経営を実現するために必要となる手段を正しく選択し、不断の努力を続けていくことのできる「経営者マインド」を備えた農業者の育成・確保を図る。その上で、本市は個々の農業者が目標とする経営を着実に実現することができるようソフト・ハード両面からの的確に支援を行う。

- 5 本市は、第 6 次総合計画に基づき、次のとおり施策を方向付けるものとする。

① 持続可能な農業経営ができる基盤の確立

ほ場、農業用排水施設、農道等の農業基盤の整備を進めるとともに、新たな技術革新による農業経営体制の向上を図る。

耕作放棄地の発生を防止するため、効率的な生産基盤の構築を進める。

② 農業経営の安定・向上

法第 19 条第 3 項の規定に基づく、農業を担う者ごとに利用する農用地等

を定めて表示した地図（以下「目標地図」という。）の策定を通じ、担い手への農地の集積と集約化を加速させることで、生産コストを抑え経営の安定化を図る。

③多様な担い手の育成・確保

個々の経営体の実情に適した支援を行い、経営改善、生産体制確立を促進し、消費者から求められる減農薬栽培等環境に配慮した持続可能な農業の担い手の育成・確保に努める。

④適正な森林の管理

森林環境譲与税を活用し、森林所有者の意向を確認して、適正な森林管理対策を進める。

⑤有害鳥獣による被害対策

イノシシ等の捕獲を推進し、農作物への被害を減少させ、農作物の生産性の向上に努める。

⑥特産作物の生産拡大

地域特産作物の耕作面積の拡大を図るとともに、生産技術を確立し、地域特性を活かした農産物の産地化・ブランド化による6次産業化を進める。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の2に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に市で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

個別経営体

(農業経営の指標)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 普通作 (水稻＋作業受託)	[経営面積] ・ 水稻 10ha [作付面積] ・ 水稻 8ha ・ 受託 2ha [農業労働力] ・ 基幹的従事者 1人 ・ 補助的従事者 1人	[経営の特徴] ・ 借地による個別大規模経営 [資本装備] ・ トラクター40ps 1台 ・ 高速施肥田植機 (5条) 1台 ・ 自脱型コンバイン (4条) 1台 ・ 乾燥機 (32石) 2台 [土地利用・技術等] ・ 1区画ほ場 30～50a ・ 大型機械化一貫体系	借地依存度が高いので借主との意志疎通を密にして良好な賃借関係を図る。 複式簿記記帳 青色申告の実施	農繁期のピークを少なくするため作業期間の拡大を図る
2 普通作 (水稻＋露地野菜)	[経営面積] ・ 畑 1ha ・ 水田 3ha [作付面積] ・ 秋冬 0.9ha ・ 水稻 3.0ha うち借地 1.0ha [農業労働力] ・ 基幹的従事者 1人 ・ 補助的従事者 2人	[経営の特徴] ・ 秋冬ネギによる年間労働力とネギ専用機の高度利用 [資本装備] ・ トラクター30ps 1台 ・ ネギ皮むき機 1台 ・ 高速施肥田植機 (5条) 1台 ・ 自脱型コンバイン (3条) 1台 ・ 乾燥機 (25石) 2台 [土地利用・技術等] ・ ネギは皮むき機	複式簿記記帳 青色申告の実施	農繁期間でも労働時間を9時間程度にとどめる

3 施設野菜 (トマト)	[経営面積] ・畑 0.5ha - うちハウス 0.2ha [作付面積] ・ハウストマト 0.2ha [農業労働力] ・基幹的従事者 1人 ・補助的従事者 2人	[経営の特徴] ・トマトハウス専作経営 [資本整備] ・鉄骨ハウス 2,000 m² ・無人防除機 1台 ・自動カーテン 1式 ・トラクター25ps 1台 [土地利用・技術等] ・堆きゅう肥を施用し地力の維持を図る。	パソコンによる 経営管理 青色申告の実施	農繁期には臨時 雇用の確保
4 肉用牛 (繁殖牛＋水 稲)	[経営面積] ・水田 2.0ha ・飼養規模 - 成牛 20頭 - 育成牛 20頭 - うち販売頭数 17頭 [作付面積] ・水稲(飼料用米) 2.0ha [農業労働力] ・基幹的従事者 1人 ・補助的従事者 1人	[経営の特徴] ・繁殖牛＋水稲複合経営 [資本整備] ・トラクター22ps 1台 ・田植機(4条) 1台 ・自脱型コンバイン(3条) 1台 (水稲農業機械は共同利用) ・畜舎 200 m² ・パドック 100 m² ・堆肥舎 77 m² ・マニュアルレタダー 1台 ・ローリープラウ 1台 ・ライムソワー 1台 ・動力噴霧器 1台 ・給餌用ワゴン 2台 (自給飼料用機械は共同利用) [土地利用・技術等] ・水稲の乾燥、調整は委託する。	複式簿記による 経営診断の実施 青色申告の実施	労働環境の快適 化に努める 休日制度の導入

5 露地花き+施設花き (花壇苗)	[経営面積] ・畑 65a ・うち施設 25a [作付面積] ・露地 40a ・パイプハウス 2,500 m² [農業労働力] ・基幹的従事者 1人 ・補助的従事者 2人	[経営の特徴] ・ビオラを中心とした花壇苗専作経営 [資本整備] ・パイプハウス 2,500 m² ・土つめ機 1台 ・暖房機 300坪用 1台 ・トラック 2t 1台 ・冷蔵庫 4台 ・は種機 1台 [土地利用・技術等] ・ビオラを中心とした輪作体系	パソコン利用による経営管理 青色申告の実施	年間パートの雇用
6 酪農	[経営面積] ・採草地 13ha [飼養規模] ・総飼養頭数 44頭 ・うち経産牛 30頭 ・うち搾乳牛 25頭 ・飼料作付実面積 13ha [農業労働力] ・基幹的従事者 1人 ・補助的従事者 1人	[経営の特徴] ・経産牛1頭当たり乳量 8,000kg ・購入飼料を少なくして自給飼料を多くする ・機械の共同利用 [資本整備] ・牛舎 500 m² ・堆肥舎 230 m² ・トラクター60ps 1台 ・ベアラ (共同利用) 1台 ・ハーベスター (共同利用) 1台 [土地利用・技術等] ・輪作体系により牧草の収量をたかめる	青色申告の実施 固体管理を充分している 堆肥は販売	ヘルパー制度利用による休日導入

7 肉用牛 (肥育牛＋水稲)	[経営面積] ・水田 4.5ha ・肥育牛 (黒毛和種) 100 頭 [飼養規模・作付面積] ・水稲 1.0ha ・常時飼養頭数 100 頭 ・年間出荷頭数 63 頭 [農業労働力] ・基幹的従事者 1 人 ・補助的従事者 1 人	[経営の特徴] ・牛種は黒毛和種が中心で粗飼料として稲わら利用 ・固定費を低減するため建物は古材利用 [資本整備] ・牛舎 1,000 m² ・堆肥舎 300 m² ・ショベルローダー 1 台 ・トラック 1 台 ・トラクター25ps 1 台 ・自脱型コンバイン (3 条) 1 台 ・乾燥機 (28 石) 1 台 [土地利用・技術等] ・導入時月齢 10 ヶ月 ・平均飼育日数 418 日 ・平均時出荷体重 650kg	パソコンによる 経営管理 青色申告の実施	ヘルパー制度利用して休日導入
-------------------	--	--	--	----------------

組織経営体

(農業経営の指標)

1 普通作 (水稲＋作業受託)	[経営面積] ・水稲 45ha [作付面積] 30ha [受託面積] ・部分受託 10ha [農業労働力] ・基幹的従事者 3 人 ・補助的従事者 4 人	[経営の特徴] ・水稲専作経営で作業受託も実施している組織 [資本整備] ・トラクター30、40ps 各 1 台 ・高速施肥田植機 (8 条) 2 台 ・自脱型コンバイン (4 条) 2 台 ・循環式乾燥機 (35 石) 3 台 ・ダンプトラック 4t 1 台 ・粃すり機 1 台 ・育苗施設 1,500 m² [土地利用・技術等] ・1 区画ほ場 30～50 a ・大型機械化一貫体系	パソコン利用による経営管理 青色申告の実施	農繁期のピークを少なくするため作業の拡大を図る
--------------------	--	--	-------------------------------------	-------------------------

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

個別経営体

(農業経営の指標)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 普通作 (水稲)	[経営面積] ・水田 8ha [作付面積] ・水稲 8ha	[経営の特徴] ・親族からの継承を前提とした普通作経営 [主な資本整備] ・トラクター 1台 ・コンバイン 1台 ・乾燥機 2台 ・田植機 1台	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う 青色申告の実施 財務分析による経営診断の実施 資金繰り、返済計画の作成と実行	農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 農繁期においても週1日程度の休暇を取得
2 施設野菜 (トマト)	[経営面積] ・普通畑 15a (うち施設 15a) [作付面積] ・トマト 15a	[経営の特徴] ・トマトを中心とした施設野菜経営 [主な資本整備] ・パイプハウス 15a ・灌水設備一式 ・トラクター 1台	労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施	
3 露地野菜 (ネギ＋ナス)	[経営面積] ・普通畑 50a [作付面積] ・ねぎ 35a ・ナス 15a	[経営の特徴] ・果菜及び葉茎菜による集約的露地野菜経営 [主な資本整備] ・トラクター 1台 ・マルチャー 1台 ・支柱穴掘り機 1台 ・ねぎ移植機 1台 ・ねぎ皮剥き機 1台		

4 露地花き+施設花き (花壇苗)	[経営面積] - 畑 50a - うち施設 25a [作付面積] - 露地 25a - パイプハウス 2,000 m²	[経営の特徴] ・ビオラを中心とした花壇苗専作経営 [主な資本整備] ・パイプハウス 2,500 m² ・土つめ機 1台 ・暖房機 300坪用 1台 ・トラック 2t 1台 ・冷蔵庫 4台 ・は種機 1台	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う 青色申告の実施 財務分析による経営診断の実施 資金繰り、返済計画の作成と実行	農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 農繁期においても週1日程度の休暇を取得
5 肉用牛 (肉用牛繁殖)	[経営面積] ・飼養規模 - 成牛 10頭 - 育成牛 10頭 (うち販売頭数 8頭) ・水稻 1.0ha [作付面積] ・飼料用米 1.0ha	[経営の特徴] ・親族からの継承を前提とした肉用牛繁殖経営 ・堆肥交換により稲わらの確保に努める。 [主な資本整備] ・畜舎 100 m² ・堆肥舎 39 m² ・パドック 50 m² ・トラクター 1台 ・ショベルローダー 1台 ・軽トラック 1台 ・マニュアルレッター 1台 ・ローリープラウ 1台 ・ライムソワー 1台 ・動力噴霧器 1台 ・給餌用ワゴン 2台 (自給飼料用機械は共同利用) ・トラクター22ps 1台 ・田植機(4条) 1台 ・自脱型コンバイン(3条) 1台 (水稻農業機械は共同利用)	労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施	

※農地は全て借地とし、農業労働力は本人+臨時雇用者とする。

※機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し1/2は償却済みとした。

※家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制を導入し働きやすい環境にする。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

前記第2に掲げる、これらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
おおむね66%以上	目標年次 令和17年 農 用 地 651ha シェア面積 430ha

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

また、目標地図を軸として、地域農業の将来を展望した農地の効率的・総合的な利用を推進する。農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関と連携し、協議の場を通じた合意形成を深めるとともに、実態に応じた目標地図の継続的なブラッシュアップを行い、効率的かつ安定的な農業経営体への農地集約・集積を加速させ、団地面積の拡大と農業生産性の向上を図る。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

市の平坦部においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。また、市の山間部では、水稻を主体に畜産経営等が盛んであるが、ほ場未整備地区が多く谷津田で区画面積が狭いことから不作付け地が多い。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため地域計画に基づき、地域農業の将来像を明確化し、目標地図の実現に向けた農地の集積・集約化を推進し、以下の施策・事業の実施を図っていく。

① 地域計画を軸とした意欲ある農業者への農地中間管理事業の活用による

利用集積

- ② 農地の集約化を促進するための農業基盤整備事業の推進
- ③ 集落単位での農地保全と管理体制の強化（中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金等の活用）
- ④ 農用地利用規程の策定促進等による、地域内での適正な農地管理の実施

（３）関係団体等との連携体制

市では、関係機関が有する農地情報を共有化し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区が連携して地域計画のブラッシュアップを行い、施策・事業等を推進する。

第４ 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

１ 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

２ 就農等希望者の受入から定着までのサポート及び体制の考え方

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、本市が主体となって、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携して農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

① 農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行うとともに、地域計画の実現に向けた話し合いに、新規就農者等の担い手が参画できるよう支援する。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努める。市の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係

機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、法に基づき茨城県が策定した「茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、すなわち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開、高い兼業農家率等を十分に踏まえ、農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組むものとする。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 農地の集積・集約化の推進に関する事項
- ② 地域計画に関する事項
- ③ 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準
その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- ④ 農協協同組合が委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保の促進に関する
事項
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- ⑦ その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 市の水田は、花貫川、関根川、大北川の流域に広がっており、その整備状況をみると、石滝、秋山、島名、上手綱、下手綱、安良川及び赤浜で完了している。ほ場区画の大型化による効率的な生産基盤条件の形成を活かし、農用地利用改善事業の活用や地域計画に基づく農地利用の集積を推進し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。谷津田が多い山間地区は、多品目栽培等の地域に適した営農体制への誘導と小規模基盤整備事業を実施し、生産性の向上と優良農地の保全・拡大による農業経営基盤の確立を図る。

イ 市は、農用地の保有及び利用の現況を把握し、将来を見極め、個別経営体中心から担い手・集落営農主導へ転換するとともに、稲作を基幹とし、施設園芸、露地野菜、畜産経営等を合わせた複合経営の育成に努める。さらに、農用地利用改善団体に対して、特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、指導助言を行う。

以下各個別事業ごとに述べる。

1 農地の集積・集約化の推進に関する事項

(1) 農地の集積・集約化の推進方向

市において策定した地域計画の実現に向け、県等の関係機関と連携し、担い手への農地の集積・集約化を推進する。併せて、意欲ある担い手等に対して儲かる農業の実現に必要な支援策を展開し、農地の耕作条件の改善、ICT等の先端

技術を含めた機械・施設の整備など農業経営の規模拡大や効率化を促進し、持続可能で生産性の高い農業経営の確立を目指す。

なお、農地中間管理事業を活用した農地の貸借等の条件については、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理機構が定める貸付基準等の規定に従って実施するものとする。

（２）農地の集積・集約化に向けた推進体制

市は、地域計画のブラッシュアップについては、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、県等の関係機関や、地域の農業者で構成された団体等の農業関係者との推進体制等を整備したうえで、地域で一体となってブラッシュアップに取り組む。また、市は、話合いの目的やテーマを明確化した上で協議の場を開催し、目標地図を含む地域計画を定める。

農業委員会は、管内の農地利用に関する実態調査に加え、地域内の全ての農地の出し手の離農時期を適切に把握し、目標地図の素案を作成する。また、コーディネーターとして地域の協議の場に積極的に参加するとともに、農地中間管理機構に利用権の設定等を行うことを積極的に促す。

２ 地域計画に関する事項

（１）地域計画の実効性確保に向けた取組について

- ① 協議の場の開催は、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における農作業の進捗度合いを考慮しながら設定することとする。また、開催に当たっては、市の広報（ホームページ等）で広く周知を図ることとする。
- ② 参加者は、農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、市、その他の関係者とし、協議の場において、農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行うこととする。
- ③ 農業上の利用が行われる農用地等の区域は、これまでに、実質化された人・農地プランの区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ることとする。
- ④ 市は、地域計画の実効性確保に向けて、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととする。
- ⑤ 農業委員会は、地域計画に必要な目標地図の見直しに当たって、農用地の出し手及び受け手の意向把握に努め、目標地図の記載内容に変更が生じた場合には、市の求めに応じ適宜目標地図の素案の作成を行うこととする。

（２）農地中間管理機構の事業活用について

市は、県下一円を区域として農地中間管理機構の事業を行う公益社団法人茨城県農林公社との連携の下に、農地中間管理機構の事業を活用し、担い手への

農用地の利用集積・集約を図る。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が、農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程

について市の認定を受けることができる。

- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 9 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2) に規定する区域内の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要であると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（8）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

- ② 市は、（5）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（茨城県農林振興公社）等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（1）農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促

進

農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1 から 5 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、農業生産基盤整備、生活環境整備その他関連事業の積極的な推進に努めるものとする。

イ 市は、地域の農業の振興に関する施策を行うに当たっては、農用地利用集積事業の円滑な推進に資することとなるように配慮するものとする。

ウ 市は、地力の維持培養及び堆きゅう肥・副産物の有効活用を図るため、家畜ふん尿等堆きゅう肥の施用の円滑な促進と稲・麦わら、作物残さ等の有効

活用の推進等異なる経営部門間の地域複合を積極的に推進するものとする。

エ 市は、農業者生産組織、農業後継者団体、高齢農業者団体及び女性農業者団体等の育成を図るため、その活動等に対し必要な支援・指導を積極的に行うものとする。

オ 市は、生産された農産物の販売価格の向上を図るため、農業協同組合その他関連団体と協力して、高品質化、規格化、高付加価値化等に向けた施策を総合的に講ずるものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、普及センター、農業協同組合、土地改良区及びその他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体等が一体となり機能に応じた役割分担と合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮するものとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業に必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、知事の同意の日から施行する。